

内閣総理大臣 まち・ひと・しごと創生本部本部長 安倍晋三 殿
地方創生大臣 石破 茂 殿
消費者担当大臣 河野太郎 殿
消費者庁長官 板東久美子 殿
国民生活センター理事長 松本 恒雄 殿
政府関係機関移転に関する有識者会議座長 増田 寛也 殿

消費者庁及び国民生活センターの地方移転に反対する意見書

全国青年司法書士協議会
会長 石橋 修
東京都新宿区四谷2-8 岡本ビル5F
TEL03-3359-3513 FAX03-3359-3527
URL <http://www.zenseishi.com/>

私たち全国青年司法書士協議会（以下「当協議会」という。）は、全国の青年司法書士約3,000名で構成する、市民の権利擁護及び法制度の発展に努め、もって社会正義の実現に寄与することを目的とする団体である。当協議会は、悪質商法等の被害の救済及び予防に取り組む法律実務家の立場から、現在政府内で検討されている消費者庁及び国民生活センターの徳島県への地方移転について、以下のとおりに反対の意見を述べる。

第1 意見の趣旨

1. 消費者庁は、消費者保護政策を企画立案し、各省庁を統括する司令塔としての機能を果たすとともに、消費者被害事故などの緊急事態に迅速に対処する必要があるから、担当大臣・関係各省庁及び国会等と同一地域において緊密に連絡調整をする必要があり、これに反する地方移転には反対する。
2. 国民生活センターは、全国の消費生活センター及び消費生活相談窓口を支援するセンター・オブ・センターとして、ならびに、相談情報の分析を踏まえて問題提起や情報提供を迅速に行う中核機関として、その機能をますます充実強化させていくことが求められているところ、国民生活センター単独で又は消費者庁とともに地方移転を進めることは、その機能を縮小又は減退させることにつながりかねず、反対する。

第2 意見の理由

1. 消費者庁の地方移転について

- (1) 各省庁と連携して消費者保護政策推進の司令塔として機能する消費者庁

消費者問題は、食品や製品の生産・流通・販売・安全管理、金融、教育、行政規制・刑事規制など様々な領域に関連があり、経済産業省・金融庁・農林水産省・厚生労働省・国土交通省・文部科学省・警察庁等をはじめとするほとんどの省庁と関連している。しかし、これらの各省庁による取組みだけでは統一的な消費者行政を適切に推進し実行していくことはできない。このような事情から、消費者庁は、各省庁と密接に連携し、政府全体の消費者行政の司令塔として、消費者保護施策を統括的に推進する役割を果たすために設置されたものである。

今でも大多数の消費者関連法は依然として消費者庁でなく各省庁が所管しているが、その中で、消費者庁は、消費者保護のために立法や法改正を企画し実現しなければならない。現に、消費者契約法及び特定商取引法の改正案の国会提出、公益通報者保護法の見直しの取りまとめ、景品表示法課徴金制度及び改正消費者安全法の施行など、多くの課題を抱えている。設置されてわずか6年の、規模の小さい消費者庁が、大きな権限や機能をもつ関係省庁と協議し、様々な利害を調整して法改正を実現することは、他の省庁や事業者団体から抵抗があるなど、決して容易なことではないが、消費者庁には関係省庁との日常的で密接な協議を通じて、かかる統括的な役割を果たすことが期待されている。

このような機能を担う消費者庁は、担当大臣や中央省庁及び立法府と日常的に一体として業務を行う必要があり、現在地から地方移転することは、第3期消費者基本計画において示された、「関係府省庁等が連携し、府省庁等横断的な施策を一元的に推進する」という方針（平成27年3月24日に閣議決定）にも反する。

(2) 緊急時における危機管理業務の担い手として

消費者庁は、消費者の安全に関する重大事故発生時には、官邸と連絡を取り合いながら、関係大臣等を本部員とする緊急対策本部を速やかに開設し、関係省庁と連携して事態に対応しなければならない。また、即時に被害情報を収集し、消費者の安全のための施策を適切に行う必要がある。

消費者庁は、こうした緊急事態に危機管理業務の司令塔としての機能を有し、短期間に官邸と連絡調整し、会議を招集し、関係省庁との協議を行い、国民に周知させ、製品等の回収を実施していく責務を負っている。仮に、かかる緊急対応を地方において行うとすれば、機能低下は避けられず、対応の遅れによっては消費者の安全にかかわる深刻な事態を引き起こしかねない。それゆえに、危機管理の側面から検討しても、消費者庁を地方に移転させることはあってはならない。

この点、「政府関係機関移転に関する有識者会議」においては、「官邸と一体となって緊急対応を行う等の政府の危機管理業務を担う機関」は移転させない方向性が示されているが、消費者庁はまさにその機関に該当するといえよう。

2. 国民生活センターの地方移転について

(1) 消費生活センター及び消費生活相談窓口支援の中核機関としての役割

国民生活センターは、全国各地の消費生活センター・消費生活相談窓口の相談処理の支援機能として、相談支援、情報提供、商品テスト、ADRなどを実施しており、消費生活相談センター及び消費生活相談窓口の支援について中核的な役割を果たしている。

今般の地方移転の案は、国民生活センターのテスト・研修部門を神奈川県に残したまま、東京事務所の部署だけを徳島県に移転するものであるが、そうすれば、同センターの有する全国の消費生活センターや相談窓口としての機能が弱体化することが危惧されることはもとより、事業者との交渉やADRの場面においては、事業者の大多数は東京圏に本部を有するため、交渉に支障をきたすおそれがあるといった弊害が懸念される。したがって、国民生活センターの各機能の有機的結合が遮断されかねず、地方移転案は、国民生活センターの各機能の一体性の確保と機能の維持及び充実に反するものである。

(2) 相談情報の分析、問題提起及び情報提供機関として

国民生活センターは、全国の消費生活相談情報を集約・分析し、消費者や地方自治体に情報を発信することにより消費者が地方消費者行政を支援する機能を担い、さらに、相談情報を分析した結果に基づいて、消費者庁や各省庁の消費者関係法制度の不備や見直しの問題提起を行う機能を担っている。この機能は消費者行政の推進や法の新設・改正に極めて重要な役割を果たしている。

国民生活センターはこれらの機能を果たすために、全国の消費生活相談センター・消費生活相談窓口から収集された相談情報であるP I O - N E T情報を分析し、各省庁が行う消費者関連法の制定・改正における立法事実を明らかにする資料を作成し、情報提供を行っているが、これには各省庁や事業者側に足を運び、事例やその分析結果をもとに交渉を行うという地道な作業が不可欠である。

国民生活センターが地方に移転することによって、これらの消費者庁・各省庁や関係機関との緊密な連携が損なわれ、消費者庁の司令塔機能を具体化する情報分析や政策提言機能が低下することが強く懸念される。

3. 結語

もとより、東京一極集中化の是正のために政府がさまざまな施策を推進することについては、当協議会も反対するものではない。しかしながら、消費者庁及び国民生活センターの地方移転については、上述のとおり消費者問題に対応する政府全体の機能を弱体化させ、消費者保護施策を著しく後退させるおそれがある。他方、そうした代償を支払っても進めようとする徳島県への地方移転について具体的なメリットは明らかにされておらず、河野消費者庁担当大臣は、「利点は徳島県から説明がある」「働き方改革にもつながる。テレワークなどの導入などで、全国の有能な方を消費者行政に活用することにもつながる」などと述べるにとどまっている。それゆえ、このような空虚な計画に基づき、懸念される事項への具体的な対応策の検討・検証なしに消費者庁及び国民生活センターを地方に移転することについて、当協議会は断固反対するものである。